

- eL-QRを活用した公金収納の対象となる公金における「MPN統一の税目・料金番号体系における付番」について、関係機関における運用上の課題を踏まえ、以下のとおり整理する。

【現在の整理】令和5年9月29日付地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第3回）で決定した方針

- 「税目・料金」は、MPN側で既に付番されている科目は当該番号を踏襲する。
- 付番されていないものについては、新たに付番を行う。全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことを可能とする公金は個別に付番し、そのほかは「項」レベルで付番する。

【具体的な付番イメージ】

- 現行の付番を踏襲：国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料
- 新規付番：道路占用料、行政財産使用料、港湾占用料、河川占用料、（左記以外の）分担金、負担金、使用料、手数料、その他公金
- なお、地方公共団体の側で、上記に加えて、さらに詳細な区分管理が必要となる場合は、eL-QR格納項目のうち「案件特定キー」を地方公共団体が独自のルールで区分管理することにより対応する。

- MPNにおいて既に付番されている科目は当該付番を踏襲する。
- 付番されていないものについては、新たに付番を行う。具体的には、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことを可能とする公金及び規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において全国共通の取扱いとするべきとの要請があるものとして記載された公金（①）を個別に付番し、そのほかの科目（②）についても幅広く使用可能となるよう、歳入予算の款項目のうち項に基づき付番する。
- 地方公共団体の事情により、取扱件数が多い公金などで活用できるよう、「公金1～10」として汎用的に使用できる番号（③）を設ける。
- 上記のほか、地方公共団体・地方税共同機構・金融機関・決済事業者の運用上、納付書の判別を行うための番号（④）を新たに付番する。

【具体的な付番イメージ】

- 現行の付番を踏襲：国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、**放置違反金**
- 新規付番：道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾占用料、河川占用料、**土地賃貸料、**
保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費、住宅使用料
（上記以外の）分担金、負担金、使用料、手数料、**寄附金、その他公金、公金1～10**・・・②③
集合納付（公金用）、分割納付（公金用）、特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）・・・④

※集合納付（公金用）：複数科目や複数期別にまたがる複数の納付書の納付金額を合算して1枚の納付書を作成する場合に、必要に応じて活用できるよう設けた番号。（税と税以外の公金が混在した1枚の納付書は作成不可）

分割納付（公金用）：滞納整理時等、複数科目や複数期別にまたがる複数の納付書の納付金額を合算した上で、複数枚に分割した納付書を作成する場合に、必要に応じて活用できるよう設けた番号。（税と税以外の公金が混在した1枚の納付書は作成不可）

- 地方公共団体内で共通の税目・料金番号を使用する公金については、団体においてeL-QR格納項目のうち「案件特定キー」を統一的に区分管理することにより、納付情報の特定、データの分割などの対応を行う。

MPN統一の税目・料金番号体系における付番

設定方法

- 税目・料金番号「201_水道使用料～203_水道使用料・下水道使用料」、「224_寄附金」及び「225_特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）」は、スマホ決済アプリ等事業者においてシステム制御が必要な公金であり、それぞれ対応する番号の設定が必須。
- 税目・料金番号「204_国民健康保険料～223_住宅使用料」については、それぞれ対応する番号の設定を推奨。
- 上記以外については、税目・料金番号「244_集合納付（公金用）～260_公金10」の中から、地方公共団体の事情に応じて適切に設定。
- ※ なお、特定公金以外の公金と、特定公金の両方を含んだ1枚の納付書を作成する場合は「225_特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）」の設定が必須。

付番 ※赤字部分が追加・変更箇所

税目・ 料金番号	名称	略称名			
		全角4文字以内	全角5文字以内	半角8文字以内	半角10文字以内
201	水道使用料	水道料	水道料金	スイドウ	スイドウリョウ
202	下水道使用料	下水道料	下水道料金	ゲスイドウ	ゲスイドウリョウ
203	水道使用料・下水道使用料	上下水道	上下水道料	ジョウゲスイ	ジョウゲスイ
204	国民健康保険料	国保料	国民健保料	コクホリョウ	コクホリョウ
205	介護保険料	介護保険	介護保険料	カイゴホケン	カイゴホケンリョウ
206	後期高齢者医療保険料	後期高齢	後期高齢者	コウキコウレイ	コウキコウレイシャ
207	道路占用料	道路占用	道路占用料	ドウロセンヨウ	ドウロセンヨウ
208	行政財産 目的外使用許可 使用料	財産使用	財産使用料	ザイサンヨウ	ザイサンヨウ
209	港湾占用料	港湾占用	港湾占用料	コウワンセンヨウ	コウワンセンヨウ
210	河川占用料	河川占用	河川占用料	カヘンセンヨウ	カヘンセンヨウ
215	土地賃貸料	土地賃貸	土地賃貸料	トチンタイ	トチンタイリョウ
216	保育所利用料	保育料	保育料	ホイクリョウ	ホイクリョウ
217	認定こども園利用料	こども園	こども園料	コドモエン	コドモエンリョウ
218	幼稚園利用料	幼稚園料	幼稚園料	ヨウチンリョウ	ヨウチンリョウ
219	高校授業料	高校授業	高校授業料	コウコウ	コウコウリョウ
220	学校給食費	学校給食	学校給食費	コウシヨク	コウシヨクヒ
221	放置違反金	放置違反	放置違反金	ホウチハンキン	ホウチハンキン
223	住宅使用料	住宅使用	住宅使用料	ジユウタ	ジユウタリョウ
224	寄附金	寄附金	寄附金	キフキン	キフキン
225	特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）	特定公金	特定公金	トクテイコウキン	トクテイノコウキン
244	集合納付（公金用）（※）	集合納付	集合納付	シユウゴウ	シユウゴウ
245	分割納付（公金用）（※）	分割納付	分割納付	バンカツナフ	バンカツナフ
246	分担金	分担金	分担金	バンタンキン	バンタンキン
247	負担金	負担金	負担金	フタンキン	フタンキン
248	使用料	使用料	使用料	シヨウリョウ	シヨウリョウ
249	手数料	手数料	手数料	テスリョウ	テスリョウ
250	その他公金	公金	公金	コウキン	コウキン
251～260	公金1～公金10	公金1～10	公金1～10	コウキン1～10	コウキン1～10

※ 金融機関窓口において、利用者が意図せず納税準備預金から地方税以外の公金を納付してしまう処理誤りのリスクがあるため、当面の間は、地方団体での地方税と地方税以外の公金が混在した1枚の納付書（集合納付書）は作成不可。
地方税お支払サイトにおいて、利用者が地方税と地方税以外の公金をまとめて納付する際は、地方税共同機構から収納機関共同利用センターに登録する納付区分として「244_集合納付（公金用）」を設定。